

富山県警察特殊詐欺等対策推進本部設置要綱の制定について（例規通達）

特殊詐欺及び通信手段を利用するなど匿名性の高い詐欺（以下「特殊詐欺等」という。）に対して、関係部門の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、別添のとおり「富山県警察特殊詐欺等対策推進本部設置要綱」を制定し、令和5年10月2日から施行することとしたので、実効が上がるよう格別の配意をされたい。

なお、「富山県警察特殊詐欺対策推進本部設置要綱の制定について」（平成25年3月5日付け富捜二第419号）は廃止する。

別添

富山県警察特殊詐欺等対策推進本部設置要綱

1 設置

富山県警察本部に、富山県警察特殊詐欺等対策推進本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 任務

対策本部は、特殊詐欺等の対策の企画、立案及び総合調整を行うことを任務とする。

3 構成

対策本部は、対策本部長、対策副本部長、対策総括責任者、事務総括及び対策本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

対策本部長 警察本部長

対策副本部長 刑事部長

生活安全部長

地域部長

交通部長

対策総括責任者 刑事部首席参事官

生活安全部首席参事官

地域部首席参事官

交通部首席参事官

事務総括 刑事部組織犯罪対策課長

生活安全部生活安全企画課長

対策本部員 警務部 総務課広報室長、警察相談課長

生活安全部 生活安全企画課犯罪抑止対策室長、人身安全・少年課長、サイバー犯罪対策課長

地域部 地域企画課長、通信指令課長

刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、国際捜査課長、鑑識課長

交 通 部 交通企画課長、交通指導課長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長

4 運営

- (1) 対策本部の会議は、対策本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部員以外の者を会議に出席させることができる。
- (2) その他対策本部の運営に関して必要な事項は、対策本部長が定める。
- (3) 具体的な諸対策を検討するため、対策推進本部内に特殊詐欺等プロジェクトチームを置く。
同プロジェクトチームの構成等については別途定める。

5 庶務

対策本部の庶務は、刑事部組織犯罪対策課及び生活安全部生活安全企画課において共同で処理する。